

# オンラインの方法による委員会の開催に伴う 委員会条例等の改正に関する検討結果報告

## 作成の経緯

近年の新型コロナウイルス感染症の拡大が、地方議会の活動に大きな影響を与えることが明らかになった令和2年4月に総務省は、「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法について」という通知を出し、オンラインの方法による委員会開催が可能という見解を示しました。

さらに同年7月には、オンライン委員会の開催に伴う留意点等を示した「新型コロナウイルス感染症対策に係る地方公共団体における議会の委員会の開催方法に関するQ&Aについて」という通知が総務省より出されました。

両通知を受け、各地方議会でオンラインによる委員会の開催について検討されるようになるとともに、本会に対し、オンライン委員会の開催に伴う委員会条例、会議規則の改正に関する問合せが寄せられるようになりました。

本会は、全国都道府県議会議長会（以下「県議長会」という。）、全国町村議会議長会（以下「町村議長会」という。）と合同で、オンラインの方法による委員会の開催について、総務省との意見交換を重ね、本会と町村議長会は、委員会条例等の改正について具体的に検討することになりました。

また、県議長会は、オンラインの方法による委員会の運営など、地方議会のデジタル化に関する実務的な課題の調査研究を都道府県議会デジタル化専門委員会（座長・河村和徳東北大学大学院准教授）で行うことになりました。

## 令和4年2月

## 全国市議会議長会

本会においては、令和3年5月26日に設置された「標準会議規則等の改正等に関する検討会議」（以下「検討会議」という。）で検討することになり、同年7月に第1回の会議を開催し、それ以降、数回にわたる検討が行われた結果、本稿のオンラインの方法による委員会の開催に関する参考条例等の作成に至った次第です。

### 参考条例等の趣旨

オンラインの方法による委員会の開催に関する委員会条例等の改正については、検討会議の当初から本会が作成している、標準市議会委員会条例や標準市議会会議規則等（以下「標準」という。）の改正とするべきか否かの議論が行われました。

「標準」の改正を求める理由として、今後、地方議会がデジタル社会の進展に対応する必要性が高まることを挙げる意見がある一方、オンラインの方法による委員会の開催は、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大が契機であり、あくまで例外的なものであると考えられることに加え、地方自治法の改正によるものではないことから、「標準」とすることは時期尚早という複数の意見が出されました。

検討会議において、これらの意見について議論した結果、今回は「標準」の改正を行うことは見送り、仮に委員会条例等を改正する場合、どの規定を改正するのが適当か、「標準」をベースに参考条例等を示すというところで、検討会議構成市間の合意に達しました。

また、委員会条例や会議規則と併せて、オンラインによる方法で委員会を開く際の留意点などについて通知する必要があると考え、「オンライン委員会の運営

に関する主な留意事項」（以下「留意事項」という。）を作成しました。

その内容は、委員会条例や会議規則では網羅することが困難な開催の手續や運営に関する留意点などを出るだけ多く示していますが、あくまで参考資料であることから、必ずしも留意事項に記載されているものを全て要綱で定める必要はないと考えます。各市議会において、要綱で定めることが適当な事項と申合せや議会運営委員会での決定で対応することが適当な事項に分類するなどの対応を行うことを否定するものではありません。

今回は、上記理由により「標準」の改正は見送られることになりましたが、今後、地方自治法の改正により、地方議会におけるオンラインの方法による本会議や委員会の開催が制度化されたときは、改めて「標準」の改正について議論、検討が行われるものと考えています。

### 委員会条例、会議規則の一部改正案について

#### 委員会条例

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会を開くことができる。ただし、第20条第1項の秘密会は、この限りでない。

2| 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。

3| 前項の規定による届出をして、委員会に出席した

委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。

4| オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。  
**趣旨、考え方等**

第1項関係

**問** オンラインの対象として感染症や災害を規定した理由は。

**答** 今回の委員会条例等の改正の契機となった、オンラインによる方法で委員会の開催が可能とする総務省の通知及びオンラインによる方法で委員会を開催する場合の留意事項に関する総務省の通知(以下「総務省通知」という。)は、「議会の審議や決定については、本来、議員が議場に集まりなされることが望ましいとの考え方の下、新型コロナウイルス感染症対策という、人が集まることそのものを控える必要がある例外的・緊急的な場面について、オンラインによる方法を活用した委員会の開催も差し支えないとしたもの(地方自治第873号 総務省行政課松田課長補佐)」です。

このことから、上記場面に相当する事案をベースに検討し、新型コロナウイルス感染症に加え、その他重大な感染症を対象としました。

次に、新型コロナウイルスなどの感染症以外でも、人が集まるのが困難な例外的、緊急的な場面について検討した結果、近年、台風の接近や上陸のほか地震など大規模災害による会議開催が困難な事例の存在が認められることから、災害等による招集日の変更を可能とする地方自治法の一部改正が検討(議員立法として検討されたが提出に至らず)されたことを踏まえ、これも対象とすることにしました。

**問** オンラインの対象に出席、育児、疾病などを規定していない理由は。

**答** 前問の答に記載のとおり、今回の委員会条例等の改正の契機は、新型コロナウイルス感染症のまん延とこれに対する総務省通知です。このことから、本会が作成する条例は、人が集まるのが困難な例外的、緊急的場面を基本としました。このため、ご指摘の出席、育児、疾病等を対象とする条文を設けることは見送ることにしました。

なお、このことが各市議会の委員会条例に、これら事由を対象に加えることを認めないということではありません。各市議会において、これら事由も対象とすべきと判断すれば、規定することは可能と考えます。

第2項関係

**問** 秘密会を除外した理由は。

**答** 総務省通知は、「秘密会の開催に必要な環境が確保されているかなどの観点から、各団体において適切に判断されるべきものと考えている。」としており、必ずしも不可能ではないと思われれます。しかし、その一方で、「第三者が容易に委員会の様子を閲覧しうる環境の下で秘密会を開催することは適当ではないと考ええる。」としています。

これらを考慮すると、秘密会で求められる秘密性を高いレベルで確保するための統一された手法等が確立されていない現状でのオンラインによる方法で秘密会を開催することはリスクが高いと判断し、これをオンラインによる方法による委員会の対象としな

いとすると、ただし書を設けることにしました。  
なお、各市議会において、総務省通知が求める「必要な環境」が確保されていると判断するならば、当該ただし書を設けないことを否定するものではありません。

ません。  
第2項関係

**問** オンラインによる方法で委員会に出席することを届出制にした理由は。

**答** ご指摘の通り、委員会にオンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出る旨を規定しました。

これに対して、委員長の許可制にするべきではないかという意見もありましたが、許可制にした場合、委員長の判断について妥当性の問題が生じる可能性があることから、必ずしも許可制にする必要がないと考え、届出制としました。

以上のことから、本会が考える条例は、届出制としていますが、各市の判断で許可制とすることを否定するものではありません。

第3項関係

**問** オンラインによる方法で委員会に出席した者を通常の方法で出席した者とみなす規定を設けた理由は。

**答** 委員会条例には、定足数や表決時の委員の数など、出席している委員に関する規定が複数あります。

オンラインによる方法で委員会に出席した場合も、委員会条例中の各条文の出席している委員に含まれることを包括的に明示することが適当と判断し、当該規定を設けました。

(委員長及び委員の除斥)

第18条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一人身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる。

2| 前項の委員長又は委員が、第15条の2第2項の規定による届出をして、委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、前項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

**趣旨、考え方等**

**問** 既に第15条の2第3項において、包括的な規定があるにもかかわらず、改めて規定を設けた理由は。

**答** 第15条の2に規定する出席は、委員の定足数の対象となる委員を対象にしたものです。除外された委員は、定足数に含まないと考えます。このため、一時的にせよ、除外対象委員が第1項ただし書に基づく発言（以下「一身上の弁明」という。）のために委員会に出席しても、第15条の2第3項に規定する委員に該当しないと解し、当該規定を設けました。

また、当該規定は、オンラインによる一身上の弁明ができる者をオンラインによる方法で委員会に出席している委員に限定しました。これは、委員会を欠席している委員が一身上の弁明を行うためだけにオンラインで委員会に出席することや、委員会室に参集して委員会に出席している委員が、一身上の弁明のみオンラインで行うことを防ぐためです。

**(出席説明の要求)**

第21条 第1項省略

2| 前項の規定により出席を求められた者は、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

**趣旨、考え方等**

**問** 既に第15条の2第3項において、包括的な規定があるにもかかわらず、改めて規定を設けた理由は。

**答** まず、オンラインによる方法で執行機関の説明員が出席することは、総務省通知では、「議会と執行

機関の間で適切に決めていただくべきものと考えている。」としており、解釈上、可能と考えます。このため、執行機関がオンラインで委員会に出席することの規定を設けたのが趣旨です。

また、第15条の2に規定する出席は、委員会の構成員である委員を対象にしたものです。したがって、委員以外で委員会に出席することが想定される者については、別に定めることが適当と判断しました。同様の考えは、後で述べる公述人、参考人、委員外議員などにも該当します。

なお、説明員がオンラインで出席することについて、委員が「議会軽視」と主張する可能性を考慮すると、総務省通知にも記載のとおり、当該規定を設けることは是非についてあらかじめ執行機関と協議、検討することが適当と考えます。

**問** 執行機関のオンラインによる委員会への出席の要件として、委員のように感染症のまん延又は災害等の発生とする規定を設けないのか。また、オンラインによる委員会への出席に関して、委員長の許可とする必要はないのか。

**答** まず、委員会への説明員の出席は、本会議と異なり、義務ではありません。しかし、実際は、執行機関は委員会に積極的に出席しているのが現状です。これは、議会に提出される事件の多くが、執行機関からの提出によるものであることが主な理由と考えます。

このことから、あえて執行機関がオンラインによる委員会への出席の要件を規定しなくても、オンラインによる執行機関の出席は、感染症のまん延や災害の発生時など、限定的に行われると考え、ご指摘の条文を設けることは行わないことにしました。

また、執行機関のオンラインによる委員会出席に

ついて、委員長の許可制の是非は、先に述べたように委員会への出席は任意であること、出席が義務となっている本会議でも、公務等による欠席について議長や議会の許可が求められていないことを考慮し、許可制としませんでした。

**(公述人の決定)**

第25条 公聴会において意見を聞こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2| あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

3| 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

**(代理人又は文書による意見の陳述)**

第28条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができる。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

2| 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。  
(参考人)

第29条 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2| 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3| 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

4| 参考人については、第26条（公述人の発言）、第27

条(委員と公述人の質疑)及び第28条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

**趣旨、考え方等**

委員会における公聴会での公述人及び参考人がオンラインによる方法で出席し、意見を述べることに ついては、第28条第1項及び第29条第3項(改正前)に基づき、公述人及び参考人本人に代わり、代理人や文書による意見の陳述が認められていることから可能と考えます。

このことを明確にするため、第25条第3項及び第29条第3項(改正後)を設けました。

**問** 公述人、参考人のオンラインによる出席は、委員と同様に新型コロナウイルス等の感染症のまん延又は災害等の発生を対象と考えるのか。

**答** 公述人及び参考人がオンラインによる方法で公聴会や委員会に出席する要件として、委員と同様に新型コロナウイルス等に限定することはできると考えますが、公聴会制度及び参考人制度は、充実した審査を実現するための制度です。近年、これら制度の積極的な活用が求められている状況を考慮すると、オンラインがこれに寄与することが期待されることから、オンラインによる方法で公述人や参考人の出席する場合の対象を委員のように限定する必要性は低いと考え、委員と異なる規定としました。

**問** 公述人及び参考人の代理人等に関する規定をオンラインによる出席に準用しないのは、なぜか。

**答** 公述人及び参考人の代理人や文書による意見陳述は、公述人及び参考人が公聴会及び委員会に赴くことができないことを想定して設けた規定です。今回、公述人及び参考人のオンラインによる出席を認めたことから、代理人のオンラインによる出席等を認め

る必要は低いと考え、準用しないことにしました。

**委員会条例、会議規則の一部改正案について**

**会議規則**

(出席委員に関する措置)

第94条の2 この章における出席委員には、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法(以下「オンラインによる方法」という。)で委員会に出席した委員を含む。

**趣旨、考え方等**

**問** 既に委員会条例において、オンラインによる方法で委員会に出席した者を通常の方法で出席した者のみならず規定があるにもかかわらず、会議規則に同様の規定を設けた理由は。

**答** 一般的に各市議会の会議規則には、都道府県議会及び町村議会の会議規則と異なり、委員会の運営に関する章が設けられており、出席している委員に関する規定が複数あることから、委員会に関する章においてオンラインによる方法で委員会に出席した場合も、各条文中の出席している委員に含まれることを包括的に定めることが適当と判断し、当該規定を設けました。

(委員外議員の発言)

第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その可否を決める。

3 前2項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、委員でない議員は、オ

ンラインによる方法で当該委員会に出席することができる。

**趣旨、考え方等**

**問** 第94条の2で既に包括規定があるにもかかわらず、第3項を設けた理由は。

**答** 先ず、委員外議員がオンラインによる方法で委員会に出席することは、可能と考えます。第94条の2は、委員会の構成員(定足数に含まれる)である委員を対象にした規定です。

委員外議員は、委員会の構成員である委員ではありません。よって、委員外議員がオンラインによる方法により委員会が発言が可能となる根拠を設ける必要があると判断し、当該規定を設けました。(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

**趣旨、考え方等**

**問** 第94条の2で既に包括規定があるにもかかわらず、ただし書を設けた理由は。

**答** 第94条の2は、「出席委員」にオンラインによる方法で出席している委員を含むという規定です。

これに対し、第129条には「出席委員」という定めがないため、オンラインによる方法で出席している委員は、「会議室にいない委員」と見なされる可能性があります。

このことから、当該ただし書を設けることで、オンラインによる方法で出席している委員も表決に加わることができることを明確にすることにしました。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

3 前項の場合において、法第109条第9項の規定に基づく条例の規定により、委員会がオンラインによる方法で開かれているときは、紹介議員は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

**趣旨、考え方等**

請願紹介議員についても、委員外議員と同様（第117条第3項）に、オンラインによる方法で委員会に出席することは可能と考えます。このことを明確にするため、当該規定を設けました。

（協議等の場の開催方法の特例）

第166条の2 前条の協議等の場については、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により、その構成員が開会場所に参加することが困難と招集権者が認めるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

**趣旨、考え方等**

総務省通知で「協議等の場についてオンラインによる方法を活用して開催することは可能」としています。このため、協議等の場について定められている会議規則にオンラインによる開催を可能とする規定を設けました。

**オンライン委員会の運営に関する主な留意事項**

**要綱等①**

オンラインによる方法で委員会を開会する際に留意すべき事項等については、議会運営委員会などで協議し、条例第15条の2第4項に基づき、要綱、規程や申し合せなど（以下「要綱等」という。）をあらかじめ定めておくことが適当と考えます。

**要綱等②**

要綱等の記載事項としては、開会の具体的な手順や手続、出席確認の方法、表決方法、資料の配布方法、執行機関（説明員）の出席、システムの内容、回線トラブル時の対応などが考えられます。

**開会の手順**

開会の手続については、あらかじめ要綱等に定めおくことが適当と考えます。具体的には、以下の順で行われることが考えられますが、必ずしも以下の手順以外が認められないということではありません。

① 条例が定める要件を満たすと委員長が判断したとき（委員会条例第15条の2第1項）は、オンラインによる方法で委員会を開会する旨を所属する委員に連絡します。

② 連絡を受けた委員は、オンラインによる方法で委員会に出席するのか、委員会室に赴くという、従来の方法で委員会に出席するのかを選択し、前者の場合、委員長にその旨を連絡する（届け出る）こととなります（同条第2項）。

**出席確認①**

オンラインによる方法で参加した委員の出席確認の方法として、あらかじめ委員に通知したID、パスワードによるログインがされているか、画面上に当該委員が映り、本人の音声であるかを確認するなど、なりすましを防ぐ方法が必要と考えます。具体的な出席確認の方法については、あらかじめ要綱等に定めておくことが適当と考えます。

**出席確認②**

オンラインによる方法で委員会を開催することに關する総務省からの通知（以下「総務省通知」という。）やこれに基づく条例には、オンラインによる方法で開か

れる委員会を「映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法」と定めていることから、映像や音声が切断された場合は、退席したものとみなすことになると考えます。このほか、出席とみなすことができない（退席したとみなす）要件について、あらかじめ要綱等に定めおくことが適当と考えます。

**正副委員長の互選**

正副委員長の互選は、標準市議会会議規則（以下「会議規則」という。）では、投票による方法が指名推薦による方法のいずれかとなっています。

しかし、現時点では投票による方法に対応したソフト（秘密性の確保など投票が安定的に可能であることが必須条件）の有無が明らかではないことから、オンラインによる委員会では、指名推薦による方法で正副委員長の互選を行うことが適当と考えます。

**表決方法**

表決（採決）の方法については会議規則では、簡易、起立、投票の三種類を定めています。

しかし、先の正副委員長の互選と同様に、投票による方法に対応したソフトの有無を考慮すると、オンラインによる委員会では、表決（採決）を簡易または起立で行うことを基本とするのが適当と考えます。

なお、起立については、カメラの設置状況によっては、起立した委員を適切に捉えることができなかつた事例が散見されたため、起立した委員を適切に捉えることができるようにカメラを設置するか、既に一部の議会で導入されている挙手による表決（採決）を用いることも検討する必要があります。

**秩序保持**

オンラインによる方法で開かれている委員会での条

例第22条に基づく秩序保持の方法については、あらかじめ要綱等に定めておくことが適当と考えます。

具体的には、次の方法が考えられます。

発言の禁止 ↓ 委員長による音声の遮断  
退場 ↓ 委員長による映像及び音声の遮断

### 除斥、自主退席

オンラインによる方法で開かれている委員会での除斥や自主退席の方法については、あらかじめ要綱等に定めておくことが適当と考えます。

例えば、除斥については、委員長の方で映像と音声を遮断し、自主退席については、退席する委員自身で映像と音声を遮断すると考えます。

### 委員外議員、請願紹介議員の出席

委員会で委員外議員、請願紹介議員としての発言をすることがあらかじめ決定した場合は、オンラインによる方法で委員会に出席する委員と同様に、開会前に必要なID、パスワードなどを通知しておくことになります。

次に、委員会開会中に委員会が委員外議員や請願紹介議員の発言を求めることになった場合は、事務局から当該議員に必要なID、パスワードなどを通知すると考えます。

また、議員が委員外議員として出席し発言を希望する場合（請願紹介議員として委員会での発言を希望する規定はない）は、事務局を通じて委員長に申出を行い、委員会でもこれを認めた（議決した）段階で、ID、パスワードなどを通知することになると考えます。

### 議長の出席

法第105条に基づく議長の委員会への出席は、オンラインによる方法で出席する委員と同様に、ID、パスワード、URLなどによりログインし、発言することになると考えます。

具体的な方法等については、あらかじめ要綱等に定めておくことが適当と考えます。

### 議案、文書による動議及び資料などの提出と取扱い

委員会に提出される議案、修正の動議など文書化された動議や議案に添付される資料などについては、あらかじめ委員長に提出することが原則と考えます。提出されたこれらの事件や資料を委員長は、オンラインによる委員会で活用するアプリケーションやメールなどによる方法で議員に送付する方法が考えられます。

### 公述人、参考人

公聴会における公述人の発言や委員会における参考人の発言をオンラインによる方法で聴取することは可能と考えます。しかし、なりすましの防止や意見表明が自由に行われる環境であることが必要と考えます。

具体的な方法については、委員のオンラインによる出席と同様と考えますが、要綱等に具体的に定めておくことが適当と考えます。

また、参考人の招致や公聴会の開催は、委員会の議決が必要です。従来は、参考人や公聴会に出席する公述人が委員会に赴いて、委員会で意見等を述べる方法が想定されていましたが、オンラインによる方法で委員会を開催することが可能と解されたことから、参考人、公述人も委員会に赴くことなく、オンラインによる方法で意見等を述べるのが可能と解します。

これにより、新たに想定される事案として、①当初からオンラインによる方法で意見等を述べることで議決する場合、②当初は、参考人、公述人が委員会に向いて意見等を述べることを前提に、参考人の招致や公聴会の開催を議決したが、当該議決後に参考人、公述人から当初の予定が変更となり、委員会に赴くことが困難となり、オンラインによる方法で意見等を述べた

い旨の申出があった場合、③当初からオンラインによる方法で意見等を述べることで議決したが、当該議決後に、参考人、公述人から当初の予定が変更となり、当日、委員会に向いて意見等を述べたいという旨の申出があった場合を挙げることができます。

上記事案について、①については特に問題はありませんが、②、③については、議決内容の一部変更が生じる可能性があるため、このことへの対応が必要と考えます。具体的な対応として、参考人の招致や公聴会の開催の議決の際、併せて参考人や公述人の出席の方法に関する変更が生じた場合、その対応を委員長に一任する旨の議決を得ておくことが適当と考えます。

### 傍聴

住民の傍聴については、本会議は、地方自治法第115条（議事の公開の原則）により、原則として公開ですが、委員会については、当該規定が直接適用されません。このため、本会の標準委員会条例は、制限公開としています。近年、原則公開とする市議会があること、総務省通知でも「例えば、インターネット上での議事動画の公開などの取組が考えられる。オンラインによる方法を活用して委員会を開催する場合においても、委員会の様子を住民が見聞することができるような環境を十分に確保すべきものと考えられる。」と指摘していることから、これら趣旨を踏まえた対応を各市議会が求められると考えます。

なお、議員の傍聴については、住民と異なり、傍聴の制限がないことから、特に委員会の傍聴を制限公開としている市議会においては、住民と異なるURLの提供など、議員が自由に傍聴できる環境を整えることが必要と考えます。